

身体的拘束最小化推進体制加算に係る掲示

1. 南勢病院における身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は「人間の尊厳および権利を奪う」行為であり、当院では原則として行わないようにすべきだと考えています。患者さまの尊厳と主体性を尊重し、職員ひとりひとりが身体的拘束を行わずに患者さまのケアを行っていく方針です。

しかし、患者さまの生命または身体が危険にさらされる可能性が高くなる場合、治療を安全に行うために、最小限の範囲で身体拘束を行う場合があります。

ただし、拘束実施中も早期解除に向けて検討し、不必要と判断した時は速やかに解除いたします。

2. 身体的拘束のために実施している取り組み

- ・身体的拘束最小化委員会の設置、運営
- ・身体的拘束最小化チームの設置（チームによる巡回、解除や代替策の具体的な検討、実施割合の集計等）
- ・身体的拘束最小化に係る院内研修の実施（年2回）
- ・身体的拘束に使用する用具の一元的管理

3. 身体的拘束の実施状況

算定している入院料	療養病棟入院基本料 1
① 当該入院料の延べ算定日数	4514 日
② うち、身体的拘束の実施日数	125 日
③ 身体的拘束を実施している割合（②／①） （3%以下。届出から1年間は5%以下）	2.76%